

# 事故処理基準

平成27年4月10日

上村汽船株式会社

## 第1章 総 則

### 第1条 (目 的)

この基準は、当社の運航中の船舶に係る事故の処理に関し、安全管理規程の運用上の基準を明確にすることにより、事故処理を迅速かつ適切に実施し、人命の安全の確保と損害の局限を図るとともに事故の原因等を究明し、将来の船舶の運航の安全に資することを目的とする。

### 第2条 (事故の範囲)

この基準において、「事故」とは当社の運航中の船舶に係る(1)～(4)に掲げる事象をいい、「事故等」とは事故及び(5)の事態（以下「インシデント」という。）をいう。

- (1) 旅客、乗組員又はその他に乗船者の死亡、行方不明、負傷若しくは疾病又はその他の人身事故（以下(人身事故)という。）
- (2) 衝突、乗揚げ、火災、浸水、漂流、行方不明、機関停止等重大な機関故障又はその他の救助を必要とする船舶の海難事故
- (3) 航路の障害、港湾施設の損傷又は荒天等による運航の阻害
- (4) 強取（乗っ取り）、殺人、傷害又は暴行・脅迫等の不法行為による運航の阻害
- (5) 前期(1)～(3)の事象に至るおそれの大きかった事態

### 第3条 (軽微な事故への準備)

本事故処理基準は、必要に応じ、前条に定める事故以外の当社の運航中の船舶に係る事故に準用するものとする。

## 第2章 事故等発生時の通報

### 第4条 (非常連絡)

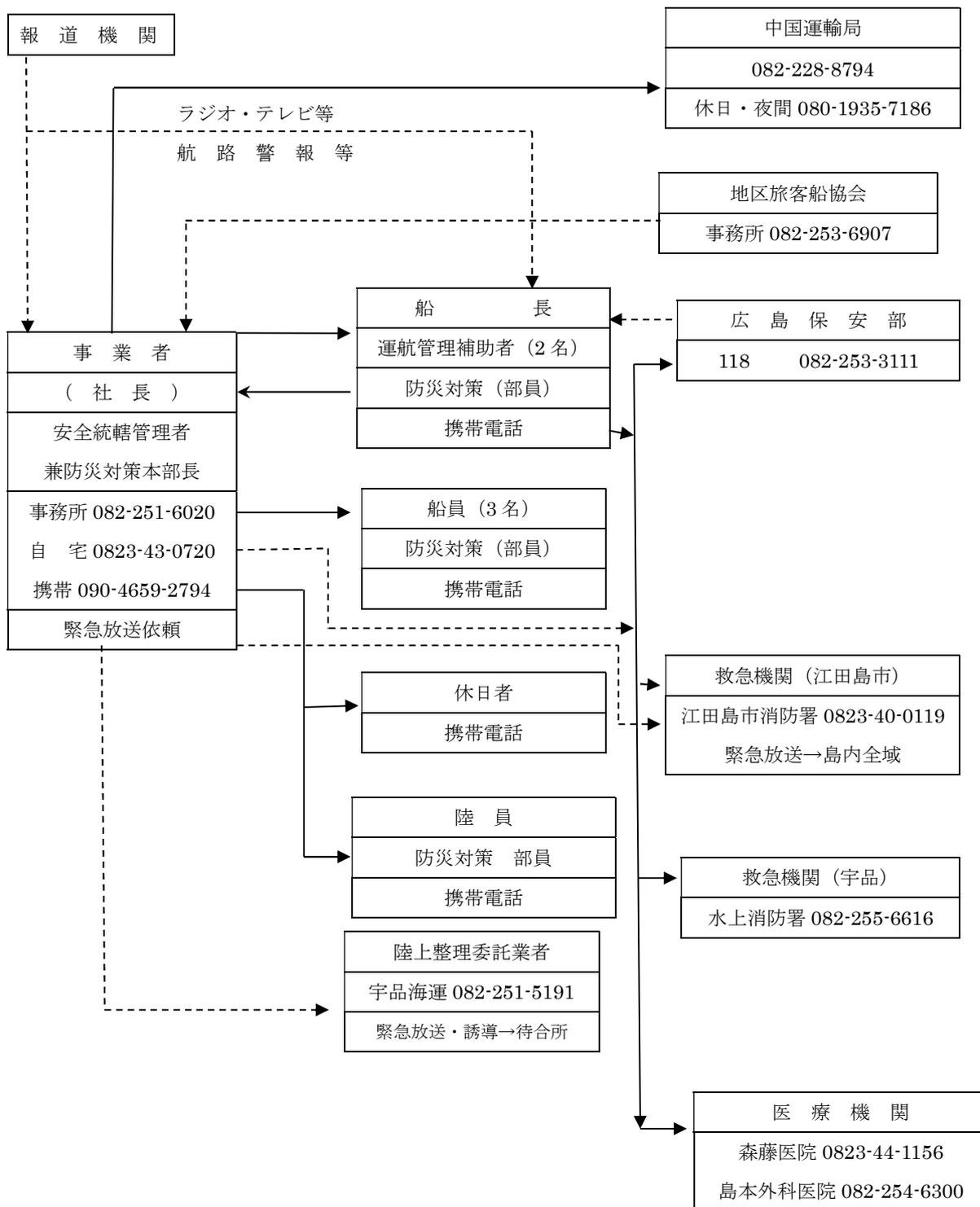
船長は、事故の状況を運航管理者に報告する場合は速報を旨とし、判明したのから逐次通報することにより次条の項目を網羅するよう心がけなければならない。

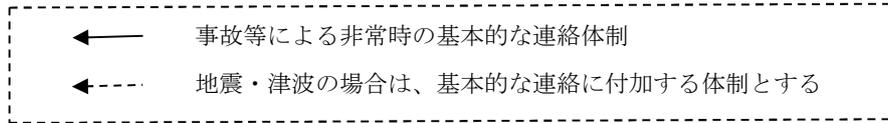
- 2 船長の海上保安官署等への連絡は、初動時は「118番」による。以降、別紙「官公署連絡表」により最寄りの海上保安官署等に行うものとする。
- 3 非常連絡は、原則として、次表によるものとする。ただし、事故の内容によっては、運航管理者の判断で運輸局等及び海上保安部等を除き連絡すべき範囲を限定することが出来る。

非常時（事故・地震・津波）連絡表  
 （防災対策組織編成図・情報伝達経路も同一とする）

●非常時の連絡等は下記のようにする。

但し、事故等の内容によっては運行管理が連絡すべき範囲を限定できる。





■ 非常時連絡事項

(事故等が発生した場合)

① 船名

② 日時

③ 場所

④ 事故等の種類

⑤ 死傷者の有無

⑥ 救助の要否

⑦ 当時の気象・海象

■ 地震防災対策本部員の職務

・ 本部長（社長）

地震防災対策の実施方針を定め、その全般を統轄し本部員を指揮・監督する。

・ 部長（船長）

本部長の諮問に応じ地震防災対策の実施方法の策定に参画するとともに本部長。

の特命事項の処理及び対策の実施につき助言及び支援を行い、本部長を補佐する。

・ 各部員

所属部長の命を受け、自身防災対策を実施する。

第5条（非常連絡事項）

事故が発生した場合の連絡は、原則として次の区分により行うものとする。

(1) 全事故に共通する事項

- ① 船名 ② 日時 ③ 場所 ④ 事故の種類 ⑤ 死傷者の有無  
⑥ 救助の要否 ⑦ 当時の気象・海象

(2) 事故の態様による事項

	事故の種類	連絡事項
a	衝突事故	① 衝突の状況（衝突時の両船の針路、速力等） ② 船体、機器、車両の損傷状況 ③ 浸水の有無（あるときはd項） ④ 流出油の有無（あるときはその程度及び防除措置） ⑤ 自力航行の可否 ⑥ 相手船の船種、船名、総トン数、(用)船主・船長名（できれば住所、連絡先） ⑦ 相手船の状況（船体損傷の状況、死傷者の有無、救助の要否等）
b	乗揚げ事故	① 乗揚げの状況（乗揚げ時の針路、速力、海底との接触個所、船体傾斜、吃水の変化、陸岸との関係等） ② 船体周囲の水深、底質及び付近の状況 ③ 潮汐の状況、船体に及ぼす風潮及び波浪の影響 ④ 船体、機器、車両損傷状況

		<ul style="list-style-type: none"> <li>⑤ 浸水の有無（あるときはd項）</li> <li>⑥ 離礁の見通し及び陸上からの救助に可否</li> <li>⑦ 流出油の有無（あるときはその程度及び防除措置）</li> </ul>
c	火災事故	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 出火場所及び火災の状況</li> <li>② 出火原因</li> <li>③ 船体、機器、車両の損傷状況</li> <li>④ 消火作業の状況</li> <li>⑤ 消化の見通し</li> </ul>

	事故の種類	連絡事項
d	浸水事故	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 浸水個所及び浸水の原因</li> <li>② 浸水量及びその増減の程度</li> <li>③ 船体、機器、車両の損傷状況</li> <li>④ 浸水防止作業の状況</li> <li>⑤ 船体に及ぼす風浪の影響</li> <li>⑥ 浸水防止の見通し</li> <li>⑦ 流出油の有無（あるときはその程度及び防除措置）</li> </ul>
e	強取、殺人、傷害、暴行等の不法行為	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 事件の種類</li> <li>② 事件発生の端緒及び経緯</li> <li>③ 被害者の氏名、被害状況等</li> <li>④ 被疑者の人数、氏名等</li> <li>⑤ 被疑者が兇器を所持している場合は、その種類数量等</li> <li>⑥ 措置状況等</li> </ul>
f	人身事故 (行方不明を除く)	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 事故の発生状況</li> <li>② 死傷者数又は疾病者数</li> <li>③ 発生原因</li> <li>④ 負傷又はの疾病の程度</li> <li>⑤ 応急手当の状況</li> <li>⑥ 緊急下船の必要の有無</li> </ul>
g	旅客、乗組員等の行方不明	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 行方不明が判明した日時及び場所</li> <li>② 行方不明の日時、場所及び理由（推定）</li> <li>③ 行方不明者の氏名等</li> <li>④ 行方不明者の遺留品等</li> </ul>
h	その他の事故	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 事故の状況</li> </ul>

		② 事故の原因 ③ 措置状況
I	インシデント	① インシデントの状況 ② インシデントの原因 ③ 措置状況

### 第3章 事故の処理等

#### 第6条（船長の取るべき措置）

事故が発生した時に、旅客の安全、船体、車両の保全のために船長が構ずるべき必要な措置はおおむね次の通りである。

##### (1) 海難事故の場合

- ① 損傷状況の把握及び事故局限の検討
- ② 人身事故に対する早急な救護
- ③ 連絡方法の確立（船内及び船外）
- ④ 旅客への正確情報の周知及び状況に即した適切な旅客の誘導
- ⑤ 二次災害及び被害拡大を防止するための適切な作業の実施

##### (2) 不法事件の場合

- ① 被害者に対する早急な救護
- ② 不法行為者の隔離又は監視
- ③ 連絡方法の確立（船内及び船外）
- ④ 旅客に対する現状及び措置状況の周知と旅客の軽率な行為の禁止
- ⑤ 不法行為が継続している場合、中止を求める不法行為者への説得

#### 第7条（運航管理者の取るべき措置）

運航管理者は、連絡なしに入港が異常に遅延している場合は、遅延なく船舶の動静把握のために必要な措置を講じなければならない。

2 運航管理者は、前項の措置を講じたのにもかかわらず船舶の動静を把握できないときは、直ちに関係海上保安官署等に連絡するとともに第4条（非常連絡）に従って関係者に通報しなければならない。

3 事故の発生を知ったとき又は船舶の動静が把握できない時に運航管理者が取るべき必要な措置はおおむね次の通りである。

- (1) 事故の実態把握及び救難に必要な情報の収集及び分析
- (2) 海上保安官署への救助要請
- (3) 行方不明者の捜索又は本船の救助のための捜索船又は救助船の手配
- (4) 必要な人員の派遣及び必要物資の補給等
- (5) 船長に対する必要事項の連絡及び助言
- (6) 医師、病院、宿舎の手配等の旅客の救護のための措置
- (7) 乗船客の氏名の確認及びその連絡先への通知

## 第8条（事故処理組織）

事故処理の組織、編成及び職務は次表の通りとする。

	職	務
経営トップ	総指揮	
運航管理者 総指揮補佐 渡川		事故の実態の把握、事故関係情報の収集、船舶及び関係機関との連絡、救難の実施、その他救難に必要な事項に関すること
運航管理補助者 土手		旅客及び被害者の把握、被災者の救護、欠航便の旅客処理、その他旅客(車両)対策に関すること
安全統括管理者 上村		被災者の近親者への連絡及び世話、報道関係者の応接（発票を除く。）救護関係物資の調達・補給、その他庶務に関すること

- 2 事故処理組織の要員として指名されたものは、事故処理に関する、運航管理者の指揮に従わなければならない。

## 第9条（医療救護の連絡等）

船長及び運航管理者は、船内に医療救護を必要とする事態が発生した時は、乗船者に医師がいる場合はその医師の協力を要請することとし、不在の場合は次表「医療機関連絡表」により最寄の医師と連絡をとり、その指示のもとに適切な措置を講じなければならない。

医療機関連絡表

医療機関名	住所	電話
森藤医院	広島県江田島市江田島町切串	(0823) 44-1156
島本外科医院	広島市南区宇品東 7-2-26	(082) 254-6300

## 第10条（現場の保存）

船長及び運航管理者は、事故の処理後関係海上保安官署と連絡をとりつつ、運航に支障のない限り事故の原因の調査を行うとともに、事件の捜査の対象となる場所及び物品の保存に努めなければならない。